



令和 4 年 8 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄 様

寒川町個人情報保護制度運営審議会

会 長 飯 野 守

個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する諮問について(答申)

寒川町個人情報保護条例(平成 11 年寒川町条例第 25 号)第 36 条第 2 項の規定により、令和 4 年 7 月 26 日付け寒総行第 109 号で諮問のありました標記のことについて、審議の結果、次に掲げる意見にある事項について検討を望むほかは、諮問の内容を適当であると認めましたので、答申します。

当審議会からの意見

1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 51 条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「改正個人情報保護法」という。)第 129 条の規定は、条例で定めるところにより、同法第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる旨を定めている。

この点につき制定を検討している寒川町個人情報保護法施行条例(以下「施行条例」という。)第 8 条は、制定を検討している寒川町個人情報保護審査会条例(以下「審査会条例」という。)により設置される寒川町個人情報保護審査会(以下「新審

査会」という。)を諮問機関とし、同条例第3条第2号にその所掌事項を定めている。

当審議会としては、改正個人情報保護法第129条及び施行条例第8条に規定する専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に個人情報保護制度に関する見識を有する者で構成される新審査会に対し諮問することについて、その合理性は十分に理解できるものである。しかしながら、現行の寒川町個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)における寒川町個人情報保護審査会は、現行条例第29条第1項により設置され、その所掌事項は開示決定等(開示決定、訂正の請求に対する決定及び利用停止の請求に対する決定をいう。以下同じ。)又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求があったときに、実施機関の諮問に応じて審査を行うこととされている機関である。

他方で、当審議会は、現行条例第36条第1項により設置され同条第2項が定める所掌事項に基づき、寒川町における個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進してきたところであり、以上の各規定に鑑みると新審査会を改正個人情報保護法第129条に基づく諮問機関とすることにはその会議体としての性格及び所掌事項から見て違和感があることが否定できない。

以上により、同法第129条に基づく諮問機関及びその在り方については、慎重に検討されたい。

- 2 審査会条例第4条第6項において、審査会の会議は非公開とする旨を定めているが、同条例第3条第2号の規定による調査審議については、公開を原則とすべきと考えられる。

以上により、同条例第4条第6項の規定について、寒川町情報公開条例その他の関係規程に照らして、適切な規定となるよう検討されたい。

- 3 改正個人情報保護法第5章第3節は、個人情報ファイルについて定めており、第75条第5項においては個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する

る事項を記載した帳簿を条例で定めるところにより作成及び公表することを妨げるものではないと定めている。現行条例においては個人情報取扱事務登録簿がこの帳簿に該当すると考えられるが、施行条例には、その作成及び公表についての規定が置かれていない。

当審議会としては、現行条例における個人情報取扱事務登録簿の町民の利用状況、町の実施機関の事務的な負担等を考慮すると、施行条例において個人情報取扱事務登録簿について規定を置かないことは一定の理解ができる。しかしながら、町民に対しては、こうした帳簿についての規定を置かなかったことについて、他の市町村における取扱い事例等を十分に踏まえたうえで、その理解が得られるよう適切な説明ができる必要があると思われるので、この点について、十分に留意されたい。

以上